

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【公表番号】特表2009-533176(P2009-533176A)

【公表日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-037

【出願番号】特願2009-505562(P2009-505562)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 3 1 4

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月17日(2010.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物質、物品または器具をヒトまたは動物の体内の位置に送出するために利用可能なシステムであって、

組織穿刺カテーテル器具を備え、該組織穿刺カテーテル器具が、  
体腔内に位置決め可能なカテーテル本体と、

内腔を有する組織穿刺部材であって、該組織穿刺部材は、前記体腔の外側の第1位置に前進可能である組織穿刺部材と、

前記組織穿刺部材の内腔を通って前進可能な物質送出カテーテルと、を備え、  
該物質送出カテーテルが、

側壁と、内腔と、遠位端とを有するカテーテル本体と、

前記カテーテル本体の前記遠位端に設けられた組織穿刺遠位先端部材であって、前記カテーテル本体から放射線によって識別可能である組織穿刺遠位先端部材と、

長手方向に細長い送出開口であって、前記カテーテル本体の内腔を通って送出される物質が該長手方向に細長い送出開口から流れ出るように、前記カテーテル本体の側壁に形成された複数の長手方向に細長い送出開口と、を備えている、

ことを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記組織穿刺遠位先端部材が、実質的にプラチナで形成されている、  
請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記カテーテル本体の遠位端が、実質的にニッケル・チタン合金で形成されている、  
請求項1または2に記載のシステム。

【請求項4】

前記組織穿刺遠位先端部材は、実質的に金属で形成されている、  
請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記カテーテル本体は、実質的に高分子材料で形成されている、  
請求項1ないし4のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項6】

前記カテーテル本体の少なくとも遠位部分は第1の金属で形成され、  
前記組織穿刺遠位先端部材は第2の金属で形成されている、  
請求項1に記載のシステム。

【請求項7】

前記カテーテル本体の少なくとも遠位部分は、スチールとニッケルチタニウムの合金から選択された金属で形成され、  
前記組織穿刺遠位先端部材は、実質的にプラチナで形成されている、  
請求項6に記載のシステム。

【請求項8】

前記組織穿刺遠位先端部材は金属を含み、電極としてさらに機能する、  
請求項1に記載のシステム。

【請求項9】

前記カテーテル本体の前記内腔からの物質は、前記組織穿刺遠位先端部材を通って流れない、  
請求項1に記載のシステム。

【請求項10】

前記組織穿刺遠位先端部材は、前記カテーテル本体の前記内腔からの物質が、前記組織穿刺遠位先端部材を通過することが可能である開口を有する、  
請求項9に記載のシステム。

【請求項11】

前記組織穿刺カテーテル器具の前記組織穿刺部材は、中空の内腔を有する針を含み、  
前記物質送出カテーテルは、前記組織穿刺部材の前記内腔を通って前進可能である、  
請求項1に記載のシステム。

【請求項12】

前記組織穿刺カテーテル器具は、前記体腔内での前記目的位置に対する前記組織穿刺カテーテル器具の回転方向の向きを示す装置を含み、操作者が、必要に応じて、前記体腔内での前記組織穿刺カテーテル器具の回転方向の向きを調整し、その後、前記組織穿刺部材の前進により確実に前記組織穿刺部材を誤った場所ではなく前記所望の第1の位置に移動させることができる、  
請求項11に記載のシステム。

【請求項13】

前記組織穿刺カテーテル器具が、前記組織穿刺部材がその後に前進する経路を示す装置を含み、操作者が、必要に応じて、前記体腔内での前記組織穿刺カテーテル器具の回転方向の向きおよび位置を調整し、前記組織穿刺部材の前進により確実に該組織穿刺部材を誤った場所ではなく前記所望の第1の位置に移動させることができる、  
請求項11に記載のシステム。